

防災安全 R 5 - 3 3

2023年10月 5日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部長

柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

令和5年10月1日施行の国土交通省組織令の改正による国土交通省の組織改編に伴い、「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正が必要になりました。

本修正は、原子力規制委員会作成の「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に記載の「変更内容が軽易である場合」として扱い、別紙のとおり2023年10月5日より読み替えて運用し、次回改定時にまとめて修正することにいたします。

別紙

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え前後比較表

以 上

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
	<p data-bbox="394 528 920 644">柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="555 1011 763 1043">2023年3月</p> <p data-bbox="407 1118 909 1150">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1252 528 1778 644">柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1413 1011 1621 1043">2023年3月</p> <p data-bbox="1270 1118 1771 1150">東京電力ホールディングス株式会社</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
II-5	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>国土交通省 の組織改編 に伴う読み 替え</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
II-7	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>国土交通省 の組織改編 に伴う読み 替え</p>